

自転車活用推進に向けた 次期計画の策定について



令和7年10月30日（木）

国土交通省 道路局
自転車活用推進本部事務局 課長補佐

内田 修平





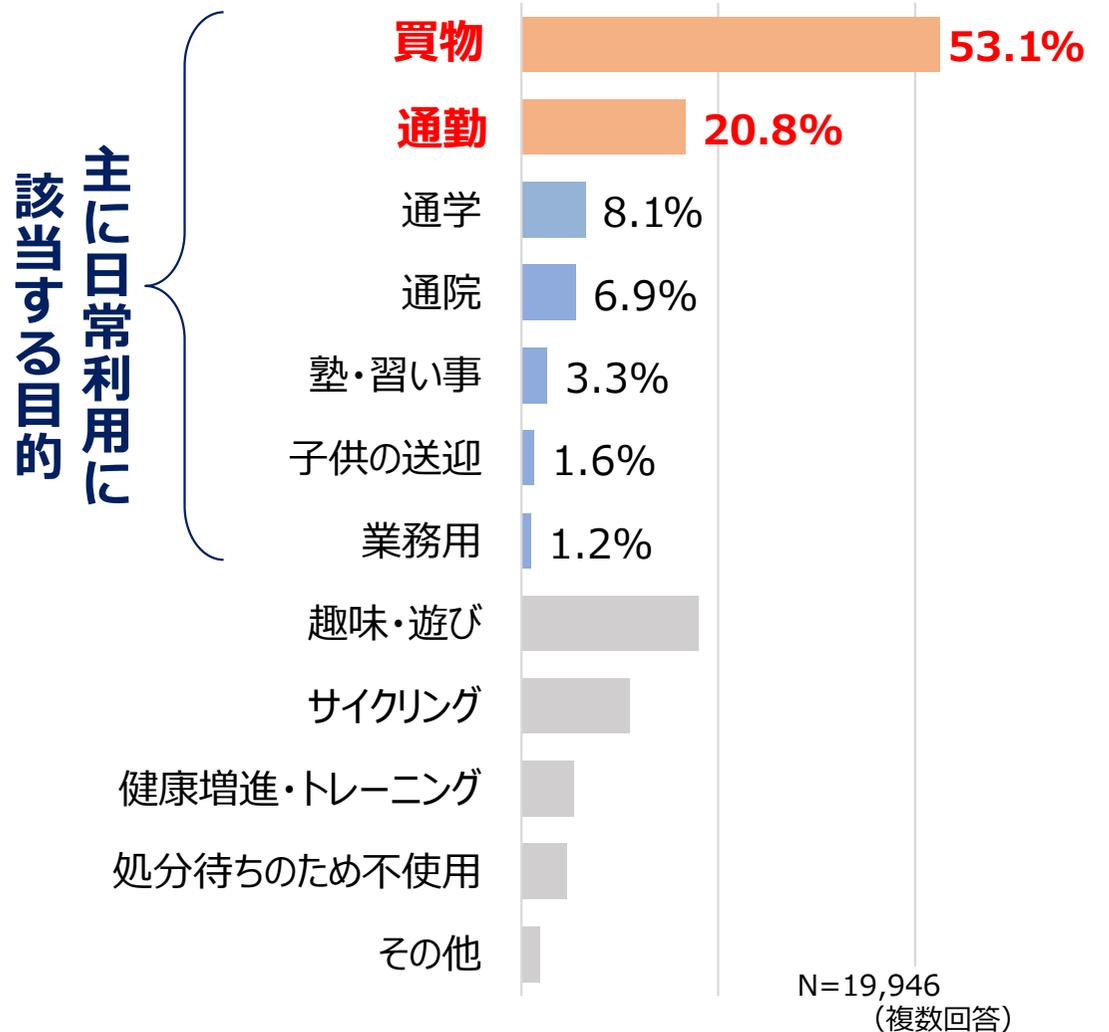
- 1. 自転車の現状**
- 2. 自転車活用推進の枠組み**
- 3. 次期自転車活用推進計画に向けて**
- 4. その他のトピック**

1. 自転車の現状

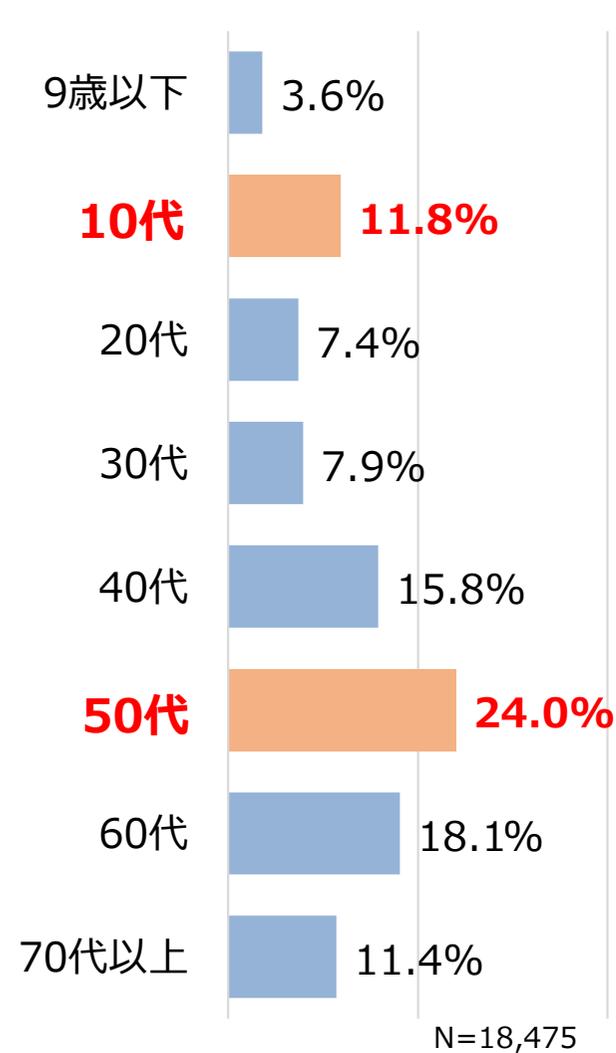




自転車の利用目的



自転車の利用年齢

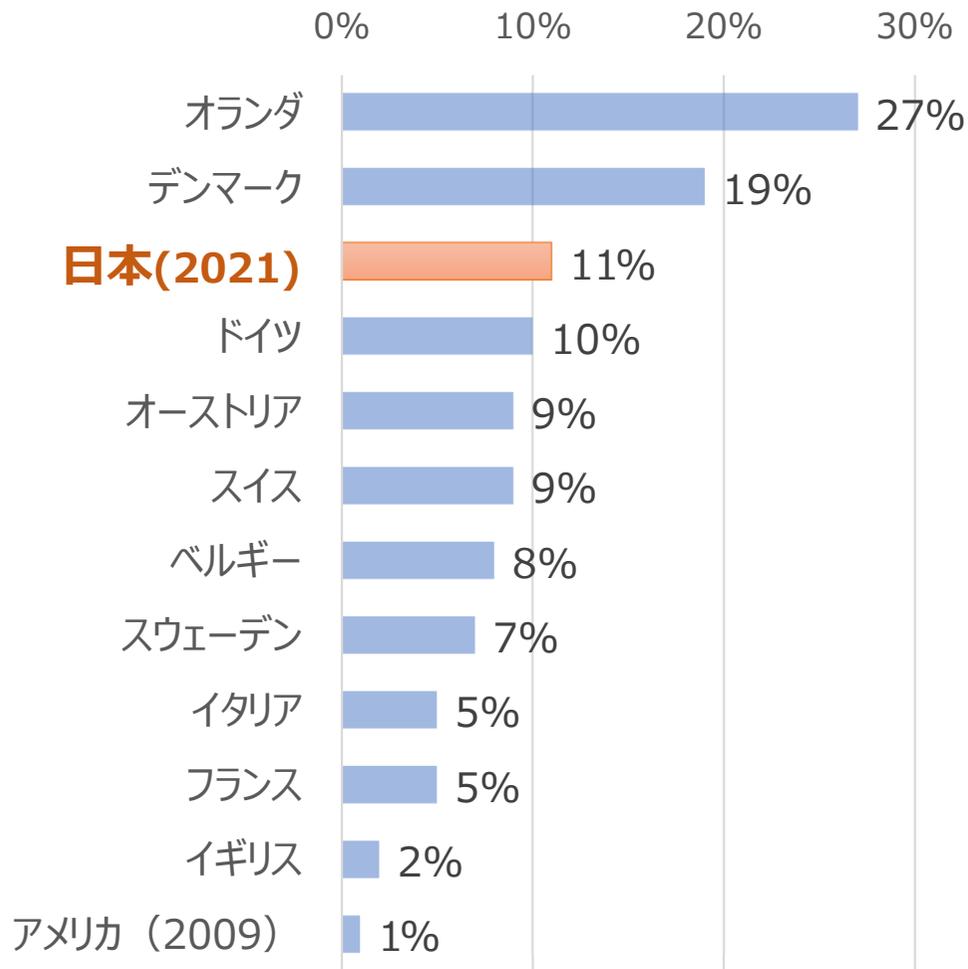


全国20,000世帯を対象に、世帯を代表する18～79歳の方を対象

出典：一般財団法人自転車産業振興協会 2021年度自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書より作成

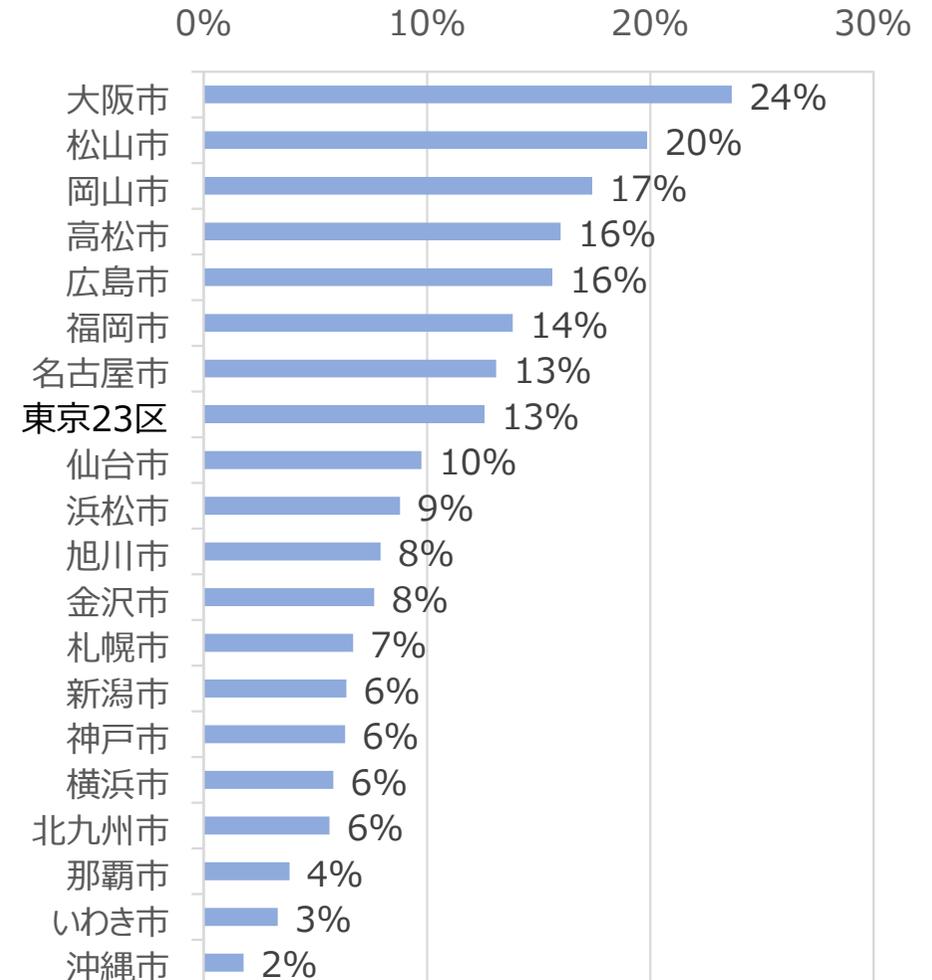


海外主要国の 自転車の分担率（全目的）



【出典】Cycling in the Netherlands (欧州) 2009、
令和3年 全国都市交通特性調査 (日本)、
全米世帯トリップ調査 (アメリカ) 2009 より作成

国内主要都市の 自転車の分担率（通勤・通学目的）

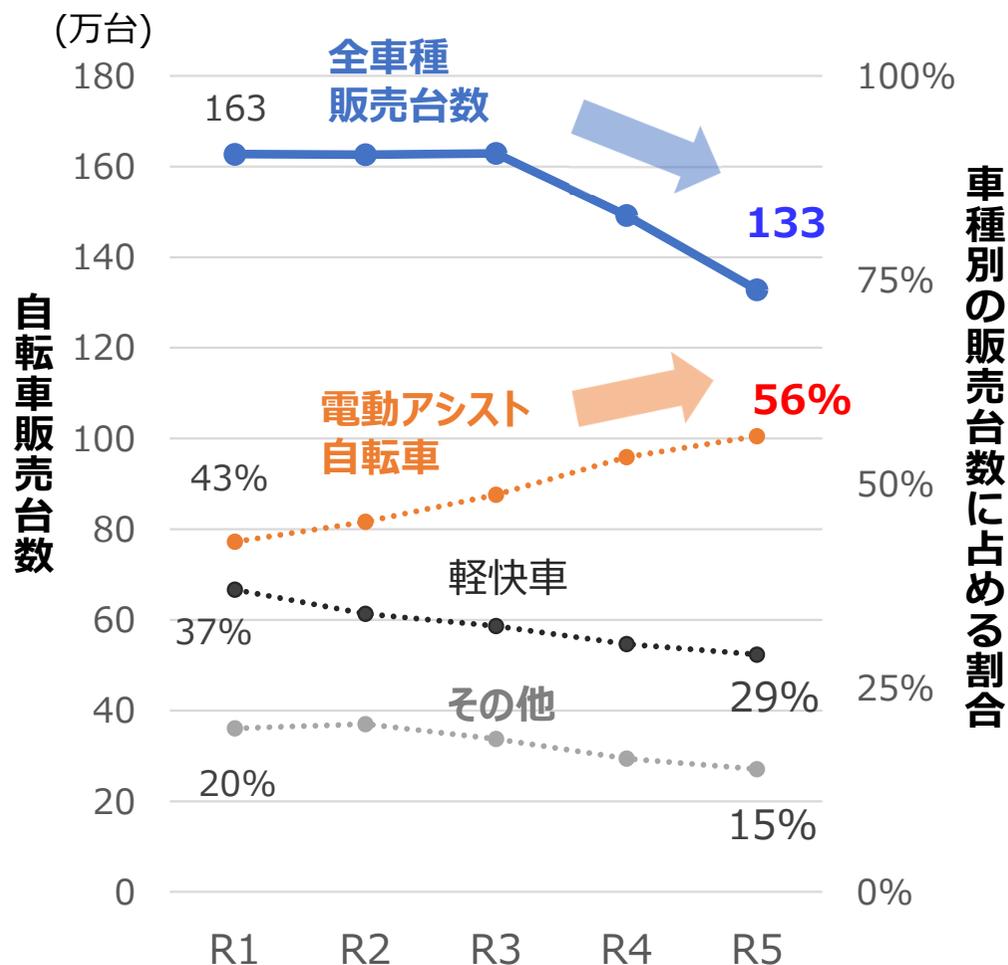


【出典】令和2年 国勢調査より通勤・通学における
自転車（代表交通手段）の分担率を集計

自転車の販売台数・保有台数

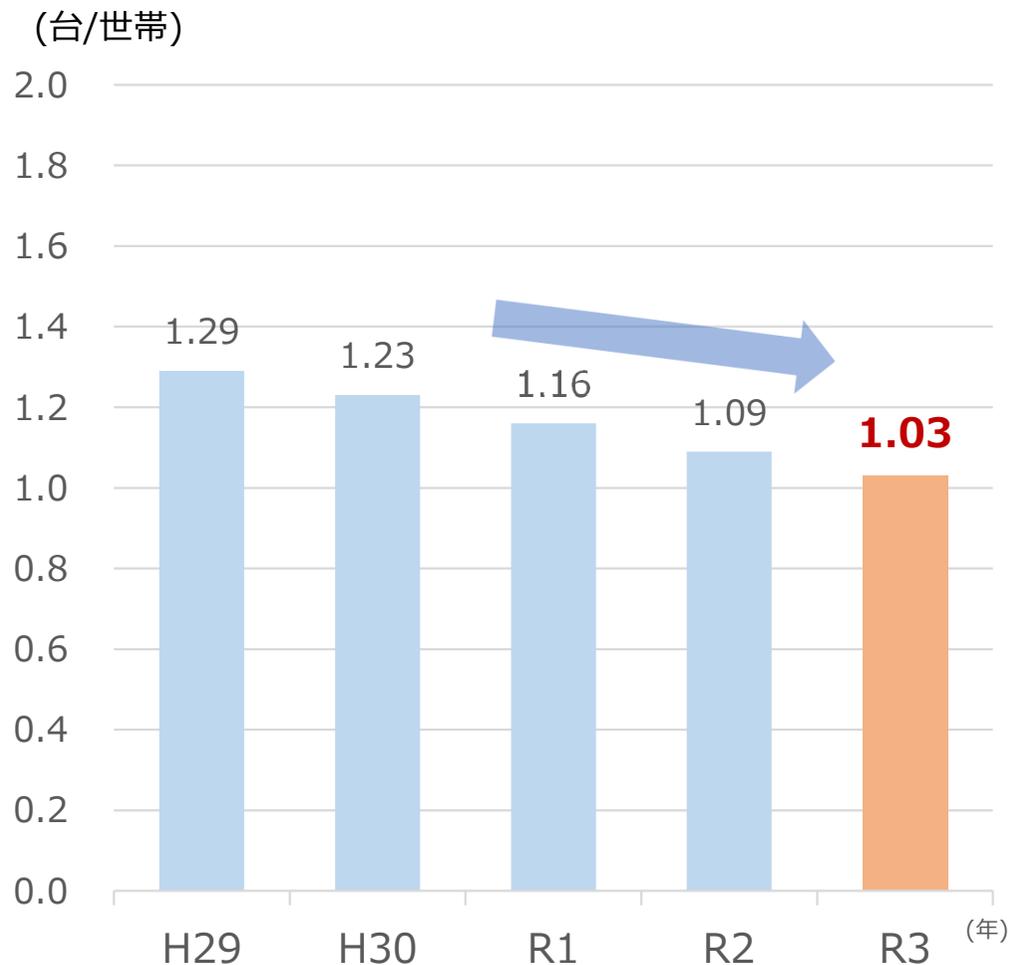


自転車の販売台数の推移・ 車種別の割合



出典：経済産業省「経済産業省生産動態統計」より作成

1世帯当たりの 自転車保有台数の推移

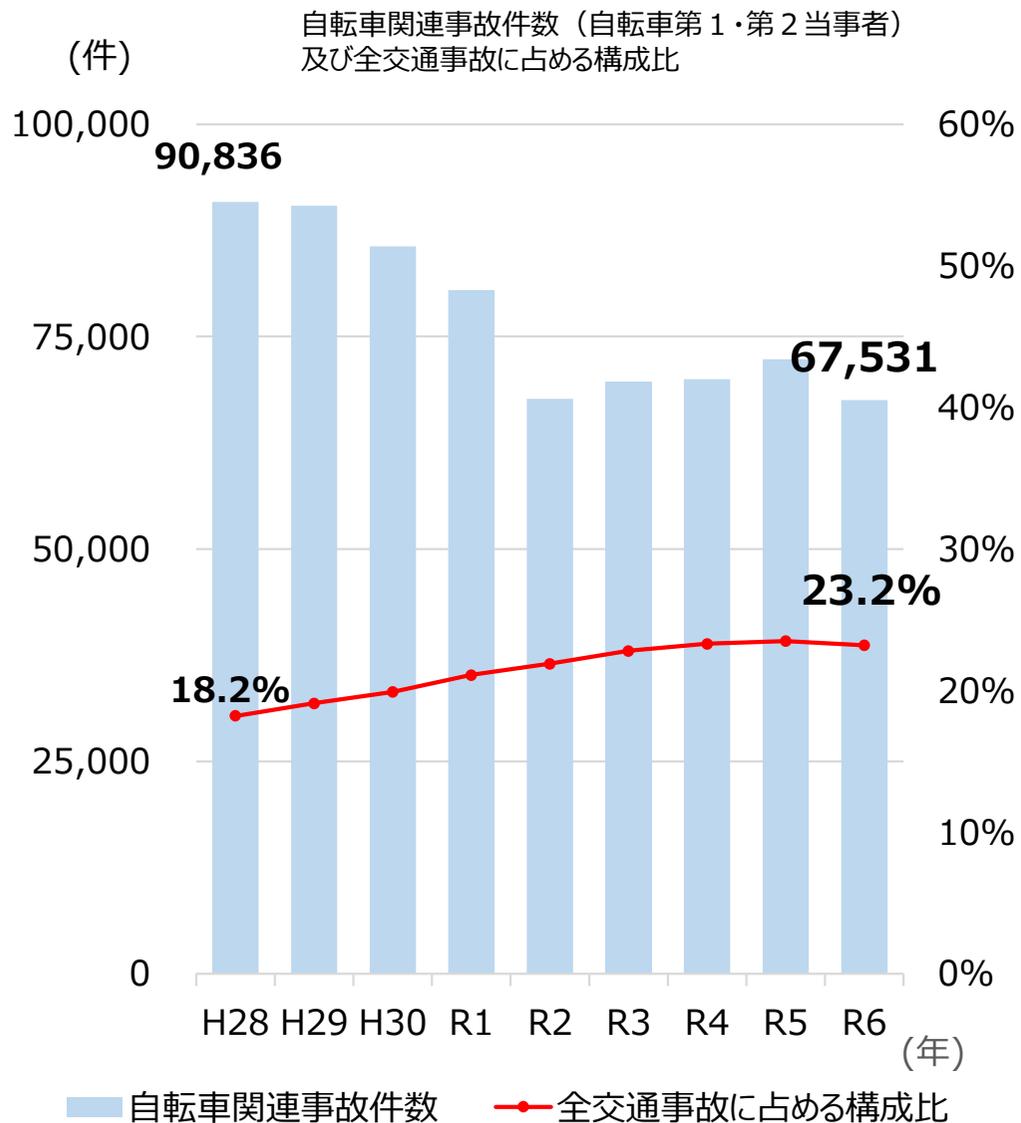


出典：一般財団法人自転車産業振興協会「自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書」より作成
注) H24、H30、R3は調査実績、以外は推定値

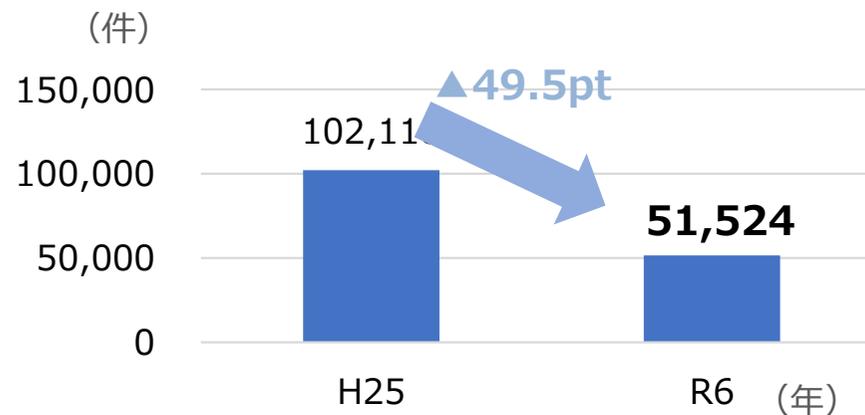
自転車関連事故の状況



自転車関連事故件数の推移



自転車対自動車の死傷事故件数の推移



自転車対歩行者の死傷事故件数の推移



出典：警察庁資料「自転車関連交通事故の状況」より作成

多様なモビリティの普及



多様なモビリティの登場・普及

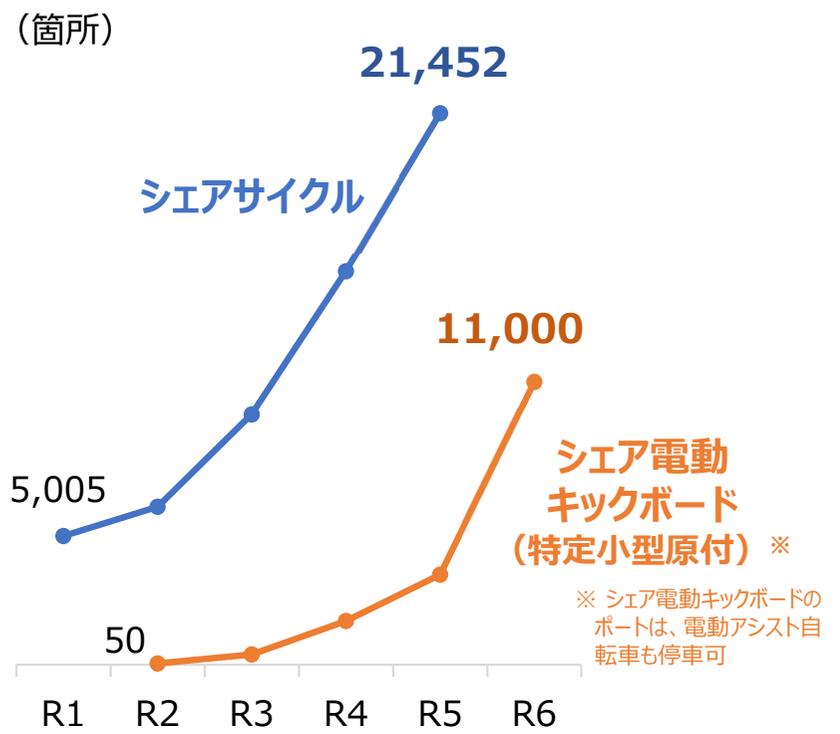
e-Bike



シェアサイクル



シェアサイクル及び シェア電動キックボードの 全国のポート数の推移



シェアサイクル：各年度末、本格実施・社会実験の合計
 シェア電動キックボード（LUUPのみ）：
 R2.5(サービス開始)、R3.4、R4.7、R5.7、R6.12時点の数値

出典：令和6年全国シェアサイクル会議資料、株式会社Luup提供資料より作成

電動アシスト付き
三・四輪自転車



出典：株式会社カワサキ

特定小型原動機付自転車



出典：株式会社セリオ



出典：株式会社パナソニックサイクルテック

2. 自転車活用推進の枠組み





基本理念・目的

- 自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的
- 自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- 交通安全の確保

↓

自転車の活用を総合的・計画的に推進

国等の責務

- **国** : 自転車の活用を総合的・計画的に推進
- 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施
- 公共交通事業者 : 自転車と公共交通機関との連携等に努める
- 国民 : 国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力

基本方針

以下の施策を重点的に検討・実施

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ②路外駐車場の整備等 | ⑨国民の健康の保持増進 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ④自転車競技施設の整備 | ⑪公共交通機関との連携の促進 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 | ⑬自転車を活用した国際交流の促進 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |

自転車活用推進計画

- **政府** : 基本方針に即し、**計画を閣議決定**し、国会に報告
- 都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

- **国土交通省に、自転車活用推進本部**を設置
- 本部の所掌事務
 - 自転車活用推進計画の案の作成、実施の推進
 - 自転車活用推進に必要な関係行政機関相互の調整
 - 自転車活用推進に関する需要事項に関する審議、施策の実施の推進



自転車活用推進本部

- 【本部長】 国土交通大臣
- 【本部員】 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣
経済産業大臣 環境大臣 内閣官房長官
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣（交通安全対策）（※）
（※ 法の規定に基づき、内閣総理大臣が指定して追加）

自転車の日・月間

- 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする

表彰

- 国土交通大臣は、自転車活用推進に関し特に顕著な功績が認められる者を表彰できる

附則で定められた検討事項

- 自転車活用推進を担う行政組織の在り方の検討・必要な法制上の措置
- 自転車の運転に関しての道路交通法違反行為への対応の在り方
- 自転車の運行により人の生命等が害された場合の損害賠償保障制度



- 国土交通省に「自転車活用推進本部」（本部長：国土交通大臣）を設置
- 国土交通省道路局に「自転車活用推進本部事務局」を設置し、各府省庁職員を併任
- 関係府省庁連絡会議を設置し、政府一体となって自転車の活用の取組を推進

自転車活用推進本部

【本部長】

国土交通大臣

【本部員】

総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

経済産業大臣 環境大臣 内閣官房長官

国家公安委員会委員長

内閣府特命担当大臣（交通安全対策）（※）

（※法の規定に基づき、内閣総理大臣が指定して追加）



自転車活用推進本部



自転車活用推進本部事務局

【事務局長】

国土交通省道路局長

【事務局長代理】

国土交通省道路局次長

国土交通省官房審議官（道路局担当）

【次長（常駐）】

国土交通省道路局参事官

【次長（非常駐）】

内閣府大臣官房企画調整課長

※併任発令

同 政策統括官付参事官（交通安全対策担当）

警察庁交通局交通企画課長

総務省大臣官房企画課長

文部科学省スポーツ庁健康スポーツ課長

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長

経済産業省製造産業局総務課長

環境省地球環境局地球温暖化対策課長

関係府省庁連絡会議

【議長】

国土交通省道路局長

（本部事務局長）

【構成員】

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房政策立案総括審議官

内閣府政策統括官（政策調整担当）

警察庁交通局長

金融庁監督局長

消費者庁次長

総務省大臣官房総括審議官

文部科学省スポーツ庁次長

厚生労働省健康・生活衛生局長

経済産業省製造産業局長

環境省地球環境局長

※大臣が本部員でない省庁も含む
※必要に応じて下部組織を設置可



- 自転車の活用を計画的かつ総合的に進めるため、自転車活用推進法に基づき、第2次自転車活用推進計画を令和3年5月に閣議決定。（計画期間：令和7年度まで）
- 「都市環境」「健康」「観光」「安全・安心」の4つの目標に対し、22の施策、94の措置を位置づけ

1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け（経緯、法律の基本理念等）
- (2) 計画期間（長期的な展望を視野に入れつつ2025年度まで）
- (3) 自転車を巡る現状及び課題

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

➤ 法の基本理念等を踏まえ、自転車の活用の推進に関する目標と、目標達成のために実施すべき22の施策

- | | | |
|-------------------------------------|--|--|
| 【目標1】自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 | 【目標2】サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 | 【目標4】自転車事故のない安全で安心な社会の実現 |
| 1. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進 | 8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進 | 14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進 |
| 2. 自転車通行空間の計画的な整備の推進 | 9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出 | 15. 多様な自転車の開発・普及の促進 |
| 3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等 | 10. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進 | 16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進 |
| 4. シェアサイクルの普及促進 | 11. 自転車通勤等の促進 | 17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や指導・取締りの重点的な実施 |
| 5. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進 | 【目標3】サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現 | 18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進 |
| 6. 情報通信技術の活用の推進 | 12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致 | 19. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進（再掲） |
| 7. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施 | 13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出 | 20. 自転車通行空間の計画的な整備の推進（再掲） |
| | | 21. 災害時における自転車の活用の推進 |
| | | 22. 損害賠償責任保険等への加入促進 |

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

➤ 施策の着実な実施のための、計画期間中に講ずべき具体的な措置を記述

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1) 関係者の連携・協力
- (2) 計画のフォローアップと見直し
- (3) 調査・研究、広報活動等
- (4) 財政上の措置等
- (5) 附則に対する今後の取組方針



【目標1】都市環境



自転車通行空間の整備推進



シェアサイクルの普及促進

【目標3】観光



サイクルツーリズムの推進 (ナショナルサイクルルート)



【目標2】健康



自転車通勤の導入促進

「自転車通勤推進企業」
宣言プロジェクト



優良企業



宣言企業

【目標4】安全・安心



交通安全教育の推進



自転車保険の広報啓発

3. 次期自転車活用推進計画に向けて





- 来年度から始まる次期自転車活用推進計画について、第2次計画の進捗や自転車を取り巻く社会情勢等の変化のほか、ヒアリング・アンケート調査結果や海外の自転車計画のレビュー結果等を踏まえ改定

第2次自転車活用推進計画

1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け
- (2) 計画期間

2. 目標・施策

法の基本理念等を踏まえ、自転車の活用の推進に関する4つの目標と、目標達成のために実施すべき22の施策

- 目標1** 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- 目標2** サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
- 目標3** サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
- 目標4** 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

3. 措置

施策の着実な実施のための、計画期間中に講ずべき具体的な措置(94)を記述

4. その他

- (1) 関係者の連携・協力
- (2) 計画のフォローアップと見直し
- (3) 調査・研究、広報活動等
- (4) 財政上の措置等
- (5) 附則に対する今後の取組方針

第2次計画のフォローアップ

第2次計画の進捗状況を確認するため、「都市環境」「健康」「観光」「安全・安心」の4つの目標の評価指標についてのフォローアップ結果を評価

自転車を取り巻く社会情勢等の変化

「モビリティ環境」「安全・安心」「カーボンニュートラル」「健康・スポーツ」「ツーリズム」の観点から社会情勢等の変化を整理

ヒアリング・アンケート調査

自転車活用の推進に係る様々な課題や今後取り組むべき事項等の意見聴取を目的にヒアリング・アンケート調査を実施

ヒアリング調査 調査期間：令和7年6月下旬～7月下旬
調査方法：書面（電子メールでのやり取り）で調査
対象者数：167団体/者

アンケート調査 調査期間：令和7年6月24日～7月31日(38日間)
調査方法：WEB上でのアンケートフォームで調査
総回答数：12,446票

海外の自転車計画のレビュー

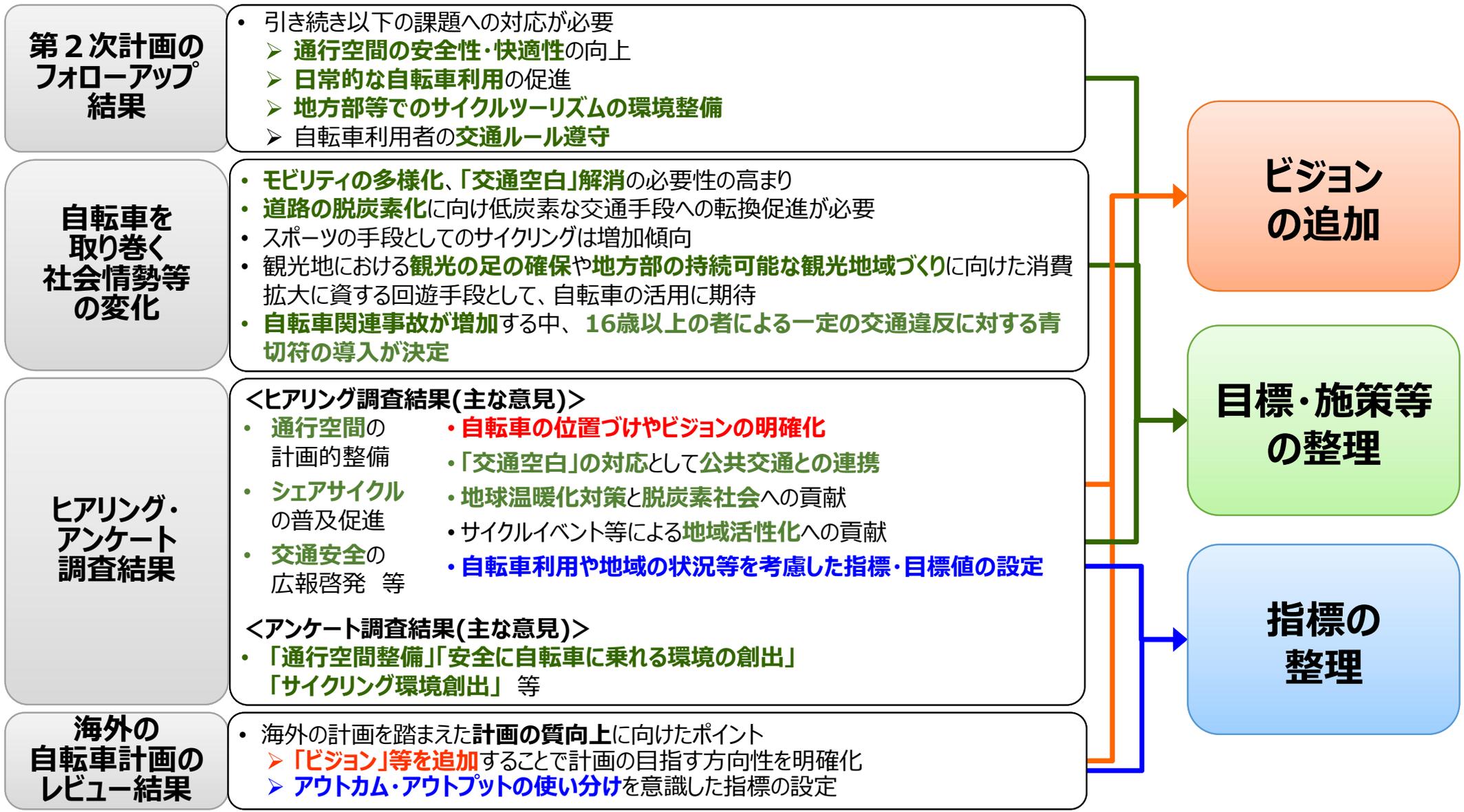
計画の構成、記載内容の見直しの参考とするため海外の自転車計画のレビューを実施（ドイツ、フランス、ハンガリー、スペイン、オーストリア、オランダの計画を対象）

次期計画

次期計画の改定



- 第2次計画のフォローアップ、自転車を取り巻く社会情勢等の変化、ヒアリング・アンケート調査、海外の自転車計画のレビューを踏まえ、次期計画に向けてビジョンの追加、目標・施策等の整理等を実施



次期計画の目標の整理について



- 次期計画のビジョン(案)で示す将来像を実現するための具体的な目標について、自転車を取り巻く社会情勢の変化、ヒアリング・アンケート調査結果等を踏まえて整理

社会情勢等の変化やヒアリング結果等を踏まえ、第2次計画の目標1（都市環境）について、**走行環境**等の自転車利用環境の実現、自転車交通による地域の**移動環境**の形成、自転車利用による**脱炭素**社会の実現に細分化

<第2次計画>

【目標1】自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

【目標2】サイクリスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

【目標3】サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

【目標4】自転車事故のない安全で安心な社会の実現

<次期計画>

走行環境

【目標1】安全で快適な**走行環境等の整備**による**良好な自転車利用環境**の実現

自転車の安全で快適な走行環境等の整備について「**良好な自転車利用環境**」を位置づけ

【目標2】自転車事故のない**安全で安心な社会**の実現

交通ルール遵守等に向けて引き続き「**安全で安心な社会**」を位置づけ

移動環境

【目標3】自転車交通の役割拡大による**地域の良好な移動環境**の形成

「交通空白」の対応、公共交通との連携の必要性の高まりを受け、「**地域の良好な移動環境**」を位置づけ

脱炭素

【目標4】自転車利用の促進による活力ある**健康長寿社会**や**脱炭素社会**の実現

自転車利用による「**健康長寿社会**」に加えて、2050カーボンニュートラルに向けて「**脱炭素社会**」を位置づけ

【目標5】サイクルツーリズム等の推進による**観光地域づくり**や**地域の活性化**

ツーリズムのみならず地域の活性化等を進めるため、「**観光地域づくり**や**地域の活性化**」を位置づけ



ビジョン

誰にとっても安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、
自転車交通の役割を拡大し、
人と地域が調和した持続可能で豊かに暮らせる社会を目指す

目標

目標 1

安全で快適な走行環境等の整備
による
良好な自転車利用環境の実現

目標 2

自転車事故のない
安全で安心な社会の実現

目標 3

自転車交通の役割拡大
による
**地域の良好な
移動環境**の形成

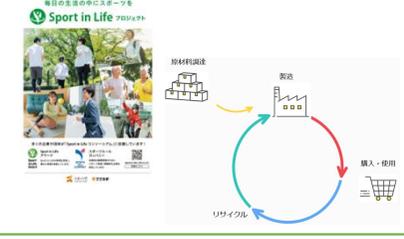
目標 4

自転車利用の促進
による
**活力ある健康長寿社会や
脱炭素社会**の実現

目標 5

サイクルツーリズム等の推進
による
**観光地域づくりや
地域の活性化**

次期計画の概要

ビジョン 【新設】	目標 【現行4→5】	施策 【新規8】	措置 (計117措置【新規35】)
人と地域が調和した持続可能な豊かに暮らせる社会を目指す 誰にとっても安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、自転車交通の役割を拡大し、自転車ネットワークの整備等による良好な自転車利用環境の実現	【目標1】 安全で快適な自転車ネットワークの整備等による良好な自転車利用環境の実現 指標 ・自転車活用推進計画を策定した市区町村数 ・自転車ネットワーク計画を策定した市区町村数 ・自転車通行空間の整備延長	1.地方公共団体における計画策定・施策実施の促進 2.自転車通行空間の計画的な整備の推進 3.自転車通行空間確保の促進に向けた路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進 4.多様な自転車や地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備の推進 5.計画策定等の高度化に向けた情報通信技術の活用の推進 6.生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施	2措置 6措置【新規2】 5措置 4措置 2措置 4措置 ・ガイドラインの改定、データ活用等、 自転車ネットワーク整備 の推進 ・サイクルラック技術基準の見直し等、多様な 駐輪ニーズへの対応 
	【目標2】 自転車事故のない安全で安心な社会の実現 指標 ・ヘルメット着用率(街頭調査結果) ・自転車損害賠償責任保険等の加入率	7.道路利用者全体の安全意識醸成 8.自転車利用者に対する指導・取締りによる自転車の安全な利用の促進 9.通学時の安全確保等自転車の交通安全教育の推進 10.自転車の点検整備の促進 11.公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出の促進 12.情報通信技術等の活用による自転車と自動車の事故削減の推進 13.災害時における自転車の活用の推進 14.損害賠償責任保険等への加入の促進	13措置【新規2】 4措置【新規1】 4措置【新規1】 4措置【新規1】 1措置【新規1】 2措置【新規2】 3措置【新規1】 3措置 ・ 自動車運転者に対する教育 の推進 ・ 自転車運転者講習制度 の着実な運用 ・ 未就学児～高校生の交通安全教育 に関する取組 ・交通安全教育に係る 指導者等の研修 に係る取組 ・ITS等の交通事故を削減する システムの技術検証・社会実装 の推進 
	【目標3】 自転車交通の役割拡大による地域の良好な移動環境の形成 指標 ・シェアサイクルの導入市区町村数 ・「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの宣言企業・団体数 ・自転車の安全基準に係るマークの普及率	15.自転車と地域の公共交通等との連携の促進 16.シェアサイクルの普及促進 17.公共交通機関への自転車の持ち込みの促進 18.自転車通勤等の促進 19.高い安全性を備えた自転車の普及促進 20.多様なニーズに応える自転車の開発・普及の促進	2措置【新規2】 9措置(再掲1)【新規3】 2措置【新規1】 4措置【新規1】 4措置【新規1】 4措置【新規1】 3措置(再掲1)【新規1】 ・ 自転車計画と地域交通計画との連携 の推進 ・モビリティハブの設置、システム連携等の シェアサイクルの役割拡大 ・MaaS連携等の サイクルトレインの利便性向上 に係る取組 
	【目標4】 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現 指標 ・スポーツとしてのサイクリング行動者率 ・運動習慣者の割合(年齢調整値) ・健康寿命の延伸 ・20歳以上の週1日以上の運動・スポーツ実施率 ・デコ活応援団(官民連携協議会)の中で公共交通・自転車・徒歩での移動に取組む会員数	21.自転車を利用した健康づくりの推進 22.サイクルスポーツ、自転車競技の普及・振興の推進 23.自転車の利用促進による環境負荷軽減の推進 24.自転車におけるサーキュラーエコノミーの推進 25.シェアサイクルの普及促進(再掲) 26.自転車通勤等の促進(再掲)	3措置【新規1】 2措置 3措置【新規2】 3措置【新規3】 9措置(再掲9)【新規3】 4措置(再掲4)【新規1】 ・事例展開、啓発強化等、 自転車を通じた健康づくり、スポーツ振興 の推進 ・デコ活、道路の脱炭素等、 自転車による脱炭素 の推進 ・リユース促進、LCCに係る研究・啓発等、 自転車のサーキュラーエコノミー の推進 
	【目標5】 サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化 指標 ・先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数 ・国内旅行(宿泊・日帰り)においてバイク・自転車を利用した旅行者率	27.世界に誇るサイクリング環境の創出 28.自転車活用による観光地域づくりの推進 29.サイクルスポーツ、自転車競技、サイクルイベントの振興を通じた地域活性化の推進 30.国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致	5措置(再掲1) 2措置【新規2】 2措置【新規2】 3措置【新規1】 ・走行環境、受入環境の整備等、 サイクルツーリズム の推進 ・ 観光地の移動手段としての自転車活用 の推進 ・自転車競技、サイクルイベント、人材確保等による 地域活性化 の推進 ・国際会議(Velo-city等)等における 日本の技術、文化等の発信 

4. その他のトピック





2027年5月に愛媛県において、自転車国際会議「Velo-city」を日本初開催



【開催概要】

- ✓ 日程 2027年5月25日(火) ~ 28日(金)
- ✓ 場所 愛媛県松山市 (愛媛県武道館ほか)
- ✓ 主催 ECF(欧州サイクリスト連盟)・愛媛県
- ✓ テーマ「安全な自転車環境の創造」(仮)



過去の開催状況 (Velo-city 2024@ベルギー・ゲント市)



バイクパレード



全体会議



ブース出展

Velo-city (自転車国際会議) :

自転車や交通計画に関する質の高い知識や有益な最新情報を国際レベルで広めること等を目的に、毎年異なる都市で開催される世界会議 (2023: ライプチヒ(ドイツ)、2024: ゲント(ベルギー)、2025: リミニ(イタリア))



- 自転車通勤を推進するため、「自転車通勤導入に関する手引き」や「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの周知、ポスター、チラシ、HP等による広報活動を展開

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト

自転車通勤を認める企業・団体を自転車活用推進本部長が認定し、自転車通勤の取組を広く発信（事業所単位で申請可）

	宣言企業	優良企業
認定要件	<p>以下の3項目すべてを満たす企業・団体</p> <p>①従業員用駐輪場を確保</p> <p>②交通安全教育を年1回実施</p> <p>③自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化</p>	<p>自転車通勤者が100名以上または全従業員の2割以上を占める宣言企業のうち、以下の1項目以上を満たし、独自の積極的取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体</p> <p>①定期的点検整備を義務化</p> <p>②盗難対策を義務化</p> <p>③ヘルメット着用を義務化</p> <p>④その他自転車通勤を推進する取組（通勤手当支給、ロッカー・シャワー等の自転車利用環境整備等）</p>
有効期間	5年間（更新可）	宣言企業の有効期間（更新可）
認定ロゴ		

自転車通勤の広報

自転車通勤を推進するため、ポスター、チラシ、HP等で広報。

